

宇治田原都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成16年5月

京都府

《目 次》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 2
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 3
4	都市施設の方針	・ ・ ・ ・ 4
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ ・ 7
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ ・ 8
付	図	

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、広域的には京都府南部地域東部の山間の盆地に位置し、北東部では滋賀県に接しており、古くは禅定寺等の寺領や岩山及び郷之口地区に城下町が築かれた歴史を有している地域である。近年、大都市圏の近接地として、宇治田原工業団地や民間住宅団地の整備、また、公共下水道などの生活基盤の改善が図られており、人口増加や都市化が進んできている。また、国道307号等の広域交通網の整備や第二名神高速道路の事業化により、他地域との連携が強化されるなど地域の重要性が増してきていることから、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、広域交通網を活かした豊かな産業・文化交流圏の中核的都市として、農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により、秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり

都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり

地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり

他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり

環境への負荷の低減を図り、環境にやさしい都市づくり

だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり

住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり

自然環境や歴史的環境の保全と活用を図り、美しい田園景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、御林山、大峰山等の山々に囲まれ、主に山間を流れる田原川や犬打川沿いに平地部が広がっている。

既存市街地は、これらの河川に平行して整備されている国道307号、府道宇治木屋線沿いの平地部に形成されており、近年では、公共下水道等の生活基盤の改善が図られているものの、小規模な工場や商業施設が住宅や農地と混在する状況にあるため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導が必要である。また、緑苑坂、銘城台の住宅団地や宇治田原工業団地の開発地については、引き続き良好な居住・就業環境の保全を図ることとする。

さらに、広域幹線道路等の都市基盤整備が進められており、今後の区域内の開発需要が高まることが予想されることから、低未利用地の活用も含め、計画的な都市的土地利用を図ることで、引き続き、美しい景観や自然環境の保全が必要である。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

広域交通網を活かした産業拠点のある都市

第二名神高速道路、国道307号、(都)宇治田原山手線等の広域交通網を活かして、宇治田原工業団地等に産業集積を図り、魅力と活力ある産業拠点のある都市を目指す。

快適な生活環境と魅力ある地域産業が共存する都市

既成市街地では、住宅と地場産業の共存のため、工場や事業所等の適切な立地を誘導するとともに、住宅団地や工業団地では、引き続き住・工等の混在のない良好な環境の保全のため、工場や商業施設等の立地を計画的に規制・誘導する等、合理的な土地利用を図ることにより、快適な生活環境と魅力ある地域産業が共存する都市を目指す。

自然や歴史にふれあえる都市

琵琶湖国定公園や末山・くつわ池自然公園等の自然環境や禅定寺等の歴史・文化資源にふれあえることが、本区域の特性であることから、これらの保全・活用を図り、広域観光やレクリエーションなど交流機能の充実を図り、自然や歴史にふれあえる都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、その理由は次のとおり。

- ・人口、産業規模等の都市的集積度は小さく、また、市街地は区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備が必要である。
- ・市街地周辺部の農地及び山林等の良好な自然環境については、関係法令との適正な連携により保全を図る。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

業務地（官公庁施設）

町役場の位置する荒木地区に業務地の配置を図り、官公庁施設及び一般業務施設の集積、機能向上を図る。

商業地

立川西地区を中心商業地として位置付け、商業地の配置を図る。

また、国道307号及び（都）宇治田原山手線沿道については、日常的な商業需要に対応する地区中心的な商業機能の形成を図る。

工業地

宇治田原工業団地においては、工業地を配置し、産業基盤を活かした工場集積を図る。

また、（仮称）宇治田原インターチェンジに隣接する銘城台地区から郷之口地区までの国道307号沿道に、工業地の配置を図る。

さらに、緑苑坂地区においても、工業地を配置し、環境負荷の小さい工場等の立地を図る。

住宅地

郷之口地区から岩山地区にかけての国道307号沿道の既成市街地等に、地場産業との共存に配慮しつつ、住宅地の配置を図る。

また、銘城台地区及び緑苑坂地区についても住宅地の配置を図り、緑豊かな自然環境と調和した、良好な市街地環境の保全と形成を図る。

(2) 特に配慮すべき土地利用の方針

居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地の木造建物が密集し公共施設の整備が必要な地区においては、耐震性の向上を図るとともに、道路・公園等の整備を推進し、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

田原川、贄田谷川、糠塚川、城土川、禅定寺川等の各河川沿い及び緩傾斜地の農地は、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集団的優良農地等は、今後ともその保全に努める。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

砂防指定地等、土砂災害の危険箇所については、土砂流出防止機能の確保のため、今後とも維持と機能向上に努める。

また、区域を取り囲む山麓部内の保安林等の指定地域、急傾斜地を含む地域については、災害防止のため開発の防止・保全を図る。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

琵琶湖国定公園、末山・くつわ池自然公園や禅定寺京都府歴史的な自然環境保全地域等を保全するとともに、宇治川、田原川等の自然環境や禅定寺周辺等の歴史的環境を地域制緑地の指定等により保全に努める。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

基本方針

広域交通網を活かした産業拠点のある都市を目指し、第二名神高速道路をはじめとする広域幹線道路の整備を促進するとともに、インターチェンジへのアクセス道路として(都)宇治田原山手線等の整備を進める。

快適な生活環境と魅力ある地域産業が共存する都市を目指し、既存道路機能を最大限に発揮し、安全で快適な道路空間を創り出す。

自然や歴史にふれあえる都市を目指して、国道307号等の観光拠点へのアクセス道路の整備や歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

また、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図るとともに、これらの施設整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路(13.2km)について、
現況(平成12年) 整備済み延長 1.0km 整備率 8%であるが、
平成27年には、約25%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	8%	約25%

整備方針

ア 道路

広域幹線道路としては、第二名神高速道路の整備を図る。

幹線道路としては、国道307号及び(都)宇治田原山手線の整備を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	第二名神高速道路 国道307号 (都)宇治田原山手線

(都): 都市計画道路を表す。

(2) 下水道

基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、宇治田原町公共下水道計画に基づき下水道の整備を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

整備水準の目標

排水区域約351ha、計画汚水量約10,000m³/日（日最大）を目途に整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	20%	100%

*普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

整備方針

宇治田原浄化センターの整備と公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	公共下水道事業	宇治田原町	宇治田原処理区

(3) 河川

基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしをまもるまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

併せて、河川環境の整備と保全に努める。

整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、既成市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川改修に合わせた流出抑制対策を講じる。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

整備方針

本区域は、田原川が地区の中心部を流下しており、地区内の河川がこれに流入している。また、河川改修については河道整備の促進を図るとともに流域のもつ保水機能の維持、確保を図り総合的な治水対策を進める。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えると同時に、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、親水機能をもった河川整

備等により、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

(4) その他の都市施設

基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

総量規制的発想に立った、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、住民、事業者と行政の連携の下、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本に、新たな環境基準等に対応した処理機能の高度化を図る。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

本地区内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

整備方針

ア ごみ処理施設

リサイクルの推進を図るとともに、新たな環境基準に適合した施設として処理機能の高度化を図る。

イ 学校

少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性について統廃合を含めた検討を行うとともに、高齢化に対応した、多様な世代が利用できる施設の多機能化についても検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は都市近郊地域として、幹線道路網の整備と並行し、大・小の住宅開発や工業団地造成が進められてきており、今後は第二名神高速道路のインターチェンジの整備によるポテンシャルの向上を活かした、新たなまちづくりを進めていく。

市街地の整備に関しては、優れた自然と調和のとれた街並み景観の保全・形成をはじめとした地域特性を生かした個性あるまちづくりを推進することとし、既成市街地や小規模宅地開発により形成された市街地において、地区計画等を活用した、安心・安全な市街地への更新を促進する。また、山砂利採取地等の低・未利用地等についても土地利用の転換を図るとともに、優良農地の保全により、大都市近郊地域として、職住合わせた都市拠点としての整備を図る。

(2) 整備方針

新市街地

幹線道路沿いに民間開発による良好な住宅整備を図るとともに、新たな土地利用が見込まれる第二名神高速道路のインターチェンジ付近や砂利採取場跡地の土地利用の転換を図るため、区画整理事業等の面的整備事業による整備を検討する。

既成市街地

既成市街地における防災性能の向上、地区計画等を活用した良好な住宅環境の誘導を図る。

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうまいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうまいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうまいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「みどりあふれる環境の形成と郷土景観の保全」を目指して水とみどりの施策を推進する。

緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合
	約2,600ha	約88%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	約21.0㎡/人	約36.4㎡/人
1人当たり整備面積	(約0㎡/人)	(約5.5㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。

市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。

自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。

東海自然歩道等の自然歩道や自転車道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。

市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。

貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守るみどりの保全と創出

地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

世界遺産、指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

渓谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

竹林、梅林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。

歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備する。

新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約3haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約3haの整備を図る。

地域制緑地の指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要
風致地区 歴史的 自然環境 保全区域	宇治田原風致地区が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、その周辺の緑地について、必要に応じて指定を行う。 禅定寺周辺が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、歴史的 自然環境の保全を図る。
自然公園	宇治川沿いに琵琶湖国定公園が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種別	名称等
施設緑地	住区基幹公園 宇治田原運動公園